悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品やサービスを売りつける販売方 法のことをいいます。悪質商法の被害から身を守るためにはどうすればよいのか、事例を 挙げて紹介します。

務に関する相談もふえてきています。

悪質商法についての情報と、契約に関する正しい知識を持ちましょう。

富士市消費生活センターに寄せられた 年度別相談件数

まずは相談



れは、 借りたお金の返済で困っている」など、 ふえています。 メールを使った架空請求に関する相談の割合が る相談は依然として後を絶たず、 る相談が減ったためです。 な料金請求を受けたりする に比べて365件、 られた新規の相談件数は2103件で、 たり、 しかし、減少したとはいえ、 平成18年度に富士市消費生活センターに寄せ 全く身に覚えのない料金請求はがきが届 投資に関する相談や 携帯電話やEメールによる架空・不当 「消費者金融 架空請求に関す その中でもE 多重債 から

14・8%減少しました。こ 「不当請求」に関す 前年度

3~6か月など、

1日限りの催眠商法とは異なり、

クー

健康関連商品を販売する商法

空き店舗を限られた期

あなたをねら う こんな手口に ご用心

りません。しかし、 す。 料金を請求された」 る事例です。「無料だと思ってアクセスしたら、 面上のボタンをクリックしたら、 てしまいました。 イトに接続され、 ソコンだけではなく、 パソコンで芸能関連サイトを検索中に、 「ワンクリック詐欺」 不当請求であれば料金を支払う必要はあ 3万円の登録料を請求され など、 接続してしまったことか 携帯電話でもよくあ といわれるもの 手口はさまざまで アダルトサ 画

情報が流出することも考えられるので注意が

Eメールアドレスや電話番号などの個人

必要です。

5

ます。 切です。 必要です。 必要なものなのか、 な商品を購入してしまうケースが多く見られ リング・オフの対象にはならないので注意が だけ利用して、

業者の話をうのみにしないで、

本当に

冷静に検討することが大

インターネットトラブル

通っているうちに、寝具や浄水器など高額

「健康づくりに役立つ話が聞け 母親が店に出かけまし

折り込み広告を見て、 るから」と友人を誘って毎日通っています。 た。その後、 品を次々に購入しているようで心配です。 本人は楽しみにしていますが、高額な健康食 オープン記念に卵や食パンがもらえるとの

事例1

投資や多重債務に関する相談が急慢

契約を解除する(オフ)…それが、 冷静になってよく考え(クーリング)、 「クーリング・オフ」 制度

度です。 勧誘販売、マルチ商法などで契約をしたときに、 定期間内であれば無条件で契約を解除できる制 「クーリング・オフ」制度は、訪問販売や電話

クーリング・オフ適用一覧		
販売方法	適用期間	適 用 対 象
訪問販売		指定商品、指定権利
電話勧誘販売		指定サービス
特定継続的役務提供	契約書面交付日 から8日間	語学教室、家庭教師、 パソコン教室、学習塾、 エステティック、 結婚相手紹介サービス (店舗での契約を含む)
連鎖販売取引(マルチ商法)	契約書面交付日 か商品受取日の いずれか遅い方 から20日間	すべての商品・権利・
業務提供誘引 販売取引 (内職・モニター商法)	契約書面交付日 から20日間	サービス

渡邉 友子

早目の相談が、 問題解決のかぎです

とったり、問い合わせたりしないようにしま

不当な料金請求については、業者に連絡を

しょう。既に知られてしまっている以上の個

ことがあるんですよ。悪質な勧誘の場合、2年 ださい。期間や商品・役務の種類などの条件は はかなり巧妙で内容も複雑です。今回紹介した 約の相談を受け付けています。近年の悪質商法 間使用した布団を解約できた事例もあります。 ても、販売方法に問題がある場合は解約できる ありますが、既に使用したり期間が過ぎたりし 度が適用される場合があることを覚えていてく 3つの事例は、私たちの身近で多発しています 販売方法によっては、「クーリング・オフ」制 消費生活センターでは、消費生活に関する契

防ぐことにつながります。 活センターへお越しください。あなたの早目の え解約ができない場合でも、 契約について疑問を感じたら、気軽に消費生 あなた自身の消費問題の解決や、 次の被害を未然に

士市消費生活 ンター相談員

※フィルタリングは、青少年にとって有害な の利用も有効です。 作をするのはもちろんですが、判断力が未熟 な青少年についてはフィルタリングサービス 人情報を絶対に与えないことが大切です。 インターネットを利用する際は、慎重に操 的に遮断することができる技術的な手法で インターネット情報へのアクセスを、自動

す。

事例3

うまい話に要注意! 局利配当の投資話

投資話を知人から勧められ、200万円を渡 を中止する」という連絡が来ました。 しました。しかし、直後に「配当金の支払い 3か月ごとに9%の配当がつく高利回り

想されています。 でしまい、被害が高額になってしまいます。 金があると、安心してさらに大金をつぎ込ん ようです。また、実際に何度かの配当金の入 だろうと思い、 ある場合が多く、自分をだますつもりはない 例です。 金をねらった投資詐欺が多発する可能性も予 た勧誘ですが、 今後は、 通常ではあり得ない高配当をうたっ 何度もニュースになった投資話の事 団塊世代の大量退職に伴い、退職 契約してしまうケースが多い 勧めてきたのが知人や親族で

身近な人からの勧誘でもきっぱりと断る勇気 を持ちましょう。 "世の中にうまい話はない"という認識を持ち

手伝いをします。 ための、

専門の相談員が問題解決のためにお 悪質商法からの被害を未然に防ぐ 消費生活に関する相談や苦情など、

消費生活相談は 「消費性活位ツター」へ

月~金曜日

9時~12時、

ところ

消費生活センター

消費者啓発講座も開催して

います。

相談方法 消費生活相談室(市役所2階)

電話または直接消費生活センターへ **☎**(5)2756 **☎**(5)2860

